

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°651
2025.5.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

- 今西事件・高裁逆転無罪判決の意義—印象による一審の事実認定を排斥……………秋田真志
「性」に拘束されない法的扱いを求めて……………仲岡しゅん
障害者の人権の根底を問う—旧優生保護法訴訟……………辻川圭乃
自衛隊名簿提供違憲訴訟の現状……………諸富 健
川崎重工業（株）・中国出向エンジニア過労死事件の一審不当判決……………八木和也
堺市立男女共同参画センターからの退去・晶子像撤去をめぐる堺市と市女性団体の裁判……………渡邊春菜
遅ればせながら「逆転勝訴」いたしました！—生活保護基準引下げ違憲裁判・札幌訴訟……………内田信也
2024年度第4回拡大常任委員会（春の全国ミーティング・山梨）開催
☐ 特別講演
古川健司会員講演「福井女子中学生殺人事件第二次再審開始決定の意義」の報告……………日下弘毅
☐ 若手向け実務講座
雨松拓真会員・加藤英輔弁護士講演「労働事件の初歩」の報告……………中澤孟也
☐ 地元企画
雨松拓真会員・加藤英輔弁護士・労働組合の方の講演
「福祉分野での労働事件について」の報告……………宮川虎太郎
☐ 憲法委員会企画
丹羽徹会員講演「デジタル時代の民主主義」の報告……………北條友里恵
【議長トーク】「青法協としての新たな取り組みを」……………笹山尚人
〈シリーズ：憲法と私—投稿—〉憲法34条後段と私……………佐野雅則
【新刊】旧刊『改憲問題Q&A／2025』……………永山茂樹



中野区・護憲の像—母と子の平和—

E-mail bengaku@seihokyo.jp

大阪支部特集

今西事件・高裁逆転無罪判決の意義

―印象による一審の事実認定を排斥

大阪 秋田 真志

一 事案の概要

二〇二四年二月二八日、大阪高裁第三刑事部（裁判長裁判官石川恭司・裁判官中川綾子・裁判官伊藤寛樹）は、SBS/AHT仮説などを根拠に傷害致死罪、強制わいせつ致傷罪、傷害罪に問われ、一審（裁判員裁判）で懲役二年の判決を受けた今西貴大さんに逆転無罪判決を言い渡した（今西事件）。

事件は、二〇一七年二月、今西さんの養子だったA子ちゃん（当時二歳四か月）が急変し、心肺停止になったことから始まった。驚いた今西さんは、急いで救急車を呼び、病院に搬送されたA子ちゃんは約三〇分後に心拍が再開した。しかし、

意識を回復することなく、一週間後に亡くなったのである。検査や解剖により、SBS（Shaken Baby Syndrome＝揺るがられ〇子症候群）ないしAHT（Abusive Head Trauma＝虐待性頭部外傷）の三徴候と言われる急性硬膜下血腫、脳浮腫、網膜出血が確認されたことから、今西さんが急変直前にA子ちゃんの頭部に強い外力を加えたと思われる、約一年後の二〇一八年二月に傷害致死罪で逮捕・起訴されたのである。また、捜査を担当した警察は、搬送されたA子ちゃんの会陰部一二時方向に約一cmの裂創が一か所認められたことから、異物挿入があったとして今西さんを強制性交等致傷で再逮捕し、さらに急変約一か月前にA子ちゃんが膝を骨折した事実があったことから、これも

今西さんの暴行によるものだと決めつけ、さらに傷害罪で再逮捕した。これを受けて検察官は、今西さんを強制わいせつ致傷、傷害罪でも追起訴した。今西さんは、三つの訴因で訴追されることになったのである。

二 捜査機関による印象操作と一審判決

三件の訴因がある以上、それだけ見れば今西さんが典型的な虐待親であるかのように見えるかもしれない。しかし、実態は全く異なる。傷害致死罪の根拠となったSBS/AHT仮説には、国際的に様々な批判があり、医学的症状から「強い外力」が推定できないことが指摘されている。そもそも三〇分もの心肺停止とその後の蘇生がある、それだけで三徴候が生じるとの多くの報告がある。〇時方向会陰部の裂創は異物挿入の根拠とできないことが虐待関連の文献でも指摘されている上、異物挿入であれば傷つくはずの肛門管内部の損傷は認められなかった。膝の骨折は、二歳児の遊びでも十分に生じうるものであった。実際、A子ちゃんの骨折したのは、A子ちゃんが公園の滑り台遊びをしたときのことであった。

つまり、傷害致死、強制わいせつ致傷、傷害の

いずれも根拠に乏しく、逆にそれぞれの根拠が乏しいからこそ、捜査機関は三箇所を「虐待」にこじつけたとも言えるのである。考えてみれば、頭部、会陰部、膝の三つの症状は、位置も内容もバラバラであって、相互につながりもない。「虐待」に結びつけるのは、印象操作ではない。今西さんはA子ちゃんを心からかわいがっており、虐待を疑わせる事情など全くなかったのである。

ところが、一審判決（大阪地判二〇二二年三月二十五日）は、傷害について無罪としたものの、傷害致死、強制わいせつ致傷について有罪とし、懲役二年としたのである。無罪とした傷害についてもかなり疑わしいかのような認定をしており、検察官による印象操作が効を奏した形であった。

三 控訴審逆転無罪判決の論理

これに対し、大阪高裁は、傷害致死、強制わいせつ致傷の一番有罪部分を破棄し、傷害の一番無罪を維持して、検察官の控訴を棄却するとともに、今西さんに全部無罪を言い渡したのである。論点は多岐にわたるが、重要なポイントをいくつか指摘しておきたい。

(1) 傷害致死罪について

傷害致死について、一審判決が「非常に明快で、説得力に富む」として重視した検察側脳神経外科医であるD医師の証言について、控訴審判決は次

のように述べる。「D医師は、原審において、……

『脳深部に点状の血腫は、頭部CTと剖検結果と合致する』と述べたが、……写真中の脳の剖面部分に見られる血腫を、後付けでCT画像上に大まかに当てはめて前記の見解を述べたとみる余地があり、そうとすれば、その手法が科学的妥当性を持つものといえるか甚だ疑問といわなければならない」「D医師による被害児の頭部CT画像の読影には、その手法や在り方に疑問を差し挟む余地（がある）」などと繰り返し指摘した上で、「D証言の信用性は、説明ぶりの印象によるのではなく、科学的な合理性の観点から検討されなければならない」とした。原判決が、印象によつて今西さんに有罪判決を下していたことを厳しく批判しているのである。

そして、控訴審判決は、D医師をはじめとする検察側医師らの証言の評価として、次のように述べる。

「〔頭蓋内損傷の〕機序に関する部分は、暴行の有無やその具体的態様が不明であり、被害児の体の表面に外傷をうかがわせる痕跡もないという事件の特異性に鑑みると、高度の証明力を認め得る科学的推論には当たらず、間接事実（同児の体に傷がなかったこと、頭内の広範囲の血腫の存在）を基にした通常の推認過程をいうものにすぎないとみるべきである」

「医師らの証言は、事実関係の有無・内容だけではなく、各自の医学上の専門的知見及び経験を基にした評価・判断を含み、一般的な信用性判断と併せ、科学的証拠としての観点から各証言が有する証明力の範囲・程度を見極める必要があるが、原判決の説示を通じてみても、犯罪事実の認定証拠となった各医師の証言の相互関係、各証言が有する証明力の程度や限界等を踏まえた検討が十分に行われたとはいえない」

医師の証言には医学以外の「通常の推認過程（常識）」として評価すべき部分が含まれており、その全てを専門家の意見だとして盲目的に信用すべきではないということである。指摘されれば当然のことであるが、実際には、このような専門家証言の「鵜呑み」型の事実認定は決して珍しくない。そして、高裁判決は、D医師の証言内容とそれをめぐる一審判決の認定について、以下のとおり批判する。

「原判決は、被害児に加えられた外力が交通事故故と同等としたD医師の見解につき、『交通事故といつても、態様はさまざまであり、人の手によつて加えることができないものなどはいえない』と……と説示した。しかし、（D医師の証言は）……当時二歳四か月の被害児に対し、頭部を含む身体外表に外傷を残すことなく、交通事故に比肩する程度の外力を加え得るものかどうかは、健全な常

識に照らしてみても相当に疑問がある。原判決の説示は、具体的な事実を想定せずに憶測をいうものであって、合理的な理由となっていない」

科学の世界で重要なのは、専門家の「意見」そのものではなく、根拠であり、根拠を支えるエビデンスである。医療の場でもEBM (Evidence Based Medicine=エビデンスに基づく医療) が重視されるようになっていく。D 医師は、脳神経外科として医学的所見を語れても、物理学の専門家でもなく、その原因については憶測的な専門外の意見を述べることができるにすぎない。高裁判決は、専門家証言の信用性評価の在り方として、きわめて重要である。

(2) 強制わいせつ致傷罪について

強制わいせつ致傷罪については、肛門から会陰部二時方向に見られた僅か1cmの裂創だけが証拠であった。しかも、「被害児の皮膚に荒れや乾燥があり、荒れ等が皮膚の柔軟性を失わせ、裂けやすくさせること、下痢により消化液が肛門周囲の皮膚に付着すると同様の異状が生じ得る」(高裁判決)ことは、一番で検察側、弁護側双方の医師が指摘していた。ところが一番判決は、「被害児に下痢便等があり、皮膚の乾燥の要因が加わったとしても、常識的に考えて、排便により本件裂傷が生じることは考えられない」などとした。これに対し、高裁判決は、「所論も指摘するとおり、排

便や皮膚の異状の存在が同裂傷の発生と結び付かない理由とされる『常識』の意味内容は不明であ(り)……。前記説示は、意味内容が不明な経験則を当てはめた不合理なものである」と一蹴し、有罪認定を破棄した。

(3) 傷害罪について

傷害事件について高裁判決は、「本件骨折の存在や性状によつては、その発生原因を被告人の暴行と推認するには足らず、事故等による可能性を医学的に否定し難い」とした上で、「被告人が……被害児と同居を始めてから……被害児を虐待していた事実をうかがわせる事情はなく、被害児の母の原審証言中にも被告人に暴力的傾向があったことを示すものはない……。この点は、むしろ、本件骨折が被告人の暴行により生じたとする推認を妨げる消極的事実に当たるといえる」と明言した。一番判決は、あたかも今西さんが、虐待親であるかのような前提で、疑わしいものの無罪であるかのような認定をしていた。高裁判決は、そのような見方そのものを否定したのである。

四 印象操作による予断の怖さ

以上のとおり、一番判決は、根拠に基づかず、印象によつて事実認定をしたとしか評価できない。実際、一番裁判長の訴訟指揮・補充尋問は、今西さんに対する予断に満ちていた。しかし、す

で述べたとおり、A子ちゃんに見られた所見は、頭部、肛門、膝と相互に何のつながりもなく、その原因も当然にバラバラである。ところが、一番判決は、そのバラバラの所見から今西さんを虐待親であるかのような偏見を持つてしまったのである。あえて三件を立件した捜査機関の印象操作が与えた予断が影響したことも疑いの余地はない。裁判長の訴訟指揮・補充尋問が裁判員の心証に有罪方向の影響を与えたことも深刻である。このような印象操作・予断から、裁判員・裁判官の事実認定を歪めないためにどうすれば良いのか。今西事件が投げかけた課題はきわめて重い。

なお、検察官は高裁判決を不服として上告した。精緻な控訴審判決に上告理由があるはずもなく、検察庁としてのメンツのみが理由としか考えられない。無実の罪で今西さんは六年間被告人の地位に置かれ、そのうち五年半もの身体拘束を強いられた。予断に縛られ、人権侵害を続ける検察の在り方も見直しが必要であろう。

「性」に拘束されない法的扱いを求めて

大阪 仲岡しゅん

①の世ににいるのは女か男のどちらかである、あるいはせいぜいトランスジェンダーという人々がいるようだ。

……世の中の大半の理解はそのようなものではないだろうか。しかし、中には、男女どちらにも帰属意識を持ってない人、男女どちらの枠組みからもはみ出してしまふ人というのは、実際に存在する。

「binary」というのは英語で「二元的な事柄を表す言葉であるところ、前述のような男女二元的でないアイデンティティーを持つ人々のことを「ノンバイナリー (non-binary)」という。

私が今、取り組んでいるのは、そうした人々の権利獲得を求める申立てである。では、そもそも何が問題なのであるだろうか。

②現 在の日本での「法律上の性別」とはいったい何だろうか。実は戸籍には「性別欄」は存

在しない。その代わりに戸籍に存在するのは「続柄欄」である。そしてその続柄欄に、「長女、二女、長男、二男……」といった形で性別が記載されるのである。これが日本では「法律上の性別」と言われるものであるが、現在、その続柄欄には男女いずれかを必ず記載する運用となっている。

ここでまず考えていただきたいのは、「長女、二女、長男、二男……」といった古めかしい記載にそもそも意味があるのだろうか、という事である。戦前ではあるまいし、長男だから家督を継ぐといった制度は今や存在しない。また、長女と二女とで享受できる権利が違うこともない。

更に言うと、ある人が性同一性障害特例法で性別変更した場合において、例えばその当事者がかもともとは「長男」だった場合、そのまま「長女」へと性別部分のみスライドする形で変更されるため、もし姉妹がいた場合には「長女」が二人存在

するといった状況が発生するのである。要するに、「長女、二女、長男、二男……」といった戸籍上の続柄というのは、実は法的には特に意味のない記載なのである。

しかし、これによって問題が生じるのは、前述したノンバイナリーの人々である。ある人は、幼少期から「女性」であることに強い性別違和を有しているが、かといって「男性」になりたいわけではない。あるいはまた別の人は、戸籍上「長男」ではあるものの、婦人科系の疾患が生じる体質を有しており、医療を受ける際に不都合が生じるという。

そういった人々が受ける不都合は、人を「個人」として見ることなく、男女というカテゴリーによって判断しようという制度が生み出しているといえよう。

③し かし、性同一性障害特例法では男女二元的な性別変更しか認められていない。また、

実は民法にも戸籍法にも「長女、二女、長男、二男……」といった続柄記載をすべき規定は存在せず、通達によって行われている運用に過ぎない。この点を突き、そこで私たちが今求めているのは、戸籍法二三条に基づく戸籍の訂正という方法による、「子」や「第二子」といった、ジェンダー・ニュートラルな記載への訂正である。

そしてこの申立ては、ノンバイナリーだけではなく、そもそも戸籍に「長男」とか「長女」という

た記載をされたくない全ての人のための申立てになり得るのではないかと考えている。

障害者の人権の根底を問う

―旧優生保護法訴訟―

大阪 辻川 圭男 たまの

1 はじめに

優生保護法が改正され、母体保護法に代わったのは、一九九六年である。優生保護法は私が弁護士になった一九九〇年には、まだ存在していた。しかし、恥ずかしながら私は仙台で裁判が起されるまでは被害についてまったく知らなかった。国民を不良とそうでない者とに分け、不良な者を断種する、そんな非人道的で差別的な法律が、日本国憲法下で成立し、しかも平成になっても存在していたことを知って愕然とした。同時に、二〇年以上も知らないまま何もせずにいたことに忸怩たる思いがあり、これは、弁護士として黙ってられないとの思いが湧いてきた。

裁判の過程で明らかになる被害の実情は想像

を絶するものだった。この法律で定義されていた優生手術は、卵管や精管の結紮術であったが、実際にはコバルト照射をされたり、子宮や睾丸を摘出された人が多くいた。熊本訴訟の渡邊さんは一〇歳くらいのときに両睾丸を摘出された。兵庫訴訟の鈴木さんは一二歳くらいのときに子宮摘出手術がされた。原告らの身体に遺された手術の傷跡は、まさに不良というらく印(ステイグマ)であった。原告らは、優生手術により人生を奪われた、元の身体に戻してほしいと、みな悲痛な話をしてくれた。これらの実態を知るにつけ、何としても被害者を救済しなければならぬとの強い思いが、弁護士全員を突き動かしていた。

2 全国各地で八地裁、一五名が提訴

仙台地裁を皮切りに六地裁で敗訴判決が続いた。被告国の行為は、国賠法上違法であるとの認定はなされたが、不妊手術から二〇年以上が経過していたので、損害賠償請求権は消滅していると、ことごとく棄却となった。

違憲判決が四地裁で出されたにもかかわらず、原告の勝訴に立ちはだかったのは除斥期間の壁(改正前七二四条後段)であった。

そこで、全国の弁護士団は、この壁を突破するために、不法行為時は優生手術がされた時ではなく、被害はまだ続いていると除斥期間の起算点をずらすとか、本件には除斥期間の適用をすべきでないとか、そもそも、七二四条後段は時効の規定であるとか、憲法一七条違反だとか、各地でいろいろと知恵を絞ってさまざま攻略ルートから反撃に転じた。

3 大阪高裁勝訴判決

その結果、二〇二三年二月三日、大阪高裁は、優生手術の対象者となった障害者に対する社会的な差別・偏見により、訴訟提起の前提となる情報



や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったという、訴訟提起を著しく困難にさせた客観的な事情が存したと認定し、この状況は、旧優生保護法の存在とこれに基づく国の施策が、優生手術の対象となった障害ないし疾患に対する差別・偏見を正当化・固定化した上、これを相当に助長してきたことに起因するものであるとした。そして、権利行使を不能又は著しく困難にする状況で

加害者が創出した場合に、除斥期間を適用して、加害者を免責するのは、著しく正義・公平の理念に反するとして、時効停止の規定（二五八条一六〇条）の法意に照らし、除斥期間の適用は制限され、請求権は消滅しないと判示して、原告勝訴の判決を出した。

その後、東京高裁でも勝訴判決が続いたこともあり、新たに四地裁、一四名が提訴し、最終的に優生保護法裁判の原告は、二〇二四年七月三日の最高裁判決時点では、二地裁三九名となった。ただ、残念なことに、うち六名は最高裁の勝訴判決を聞かずに亡くなってしまった。

その後、札幌高裁、大阪高裁（神戸地裁）と勝訴判決が出て、地裁でも勝訴判決が続くなどしたこともあり、いよいよ全面解決かと思われた矢先、仙台高裁（全国で最初に提訴をした事件と二番目に提訴した事件）でまさかの棄却となった。

4 いよいよ最高裁へ

二〇二三年一月一日、最高裁判所は、大阪・東京・札幌・神戸・仙台の五事件について一五人の裁判官全員による大法廷で審理することを決定した。

二〇二四年五月二九日、弁論では、被害者の生の声と実態を裁判官に届けるべく、原告らの陳述が行われた。弁護団からは、立法府が違憲な法律

を作り、行政府が違憲な施策を推し進めた事件の被害者に対して、憲法の番人で、人権擁護の最後の砦たる司法府の役割を示してくれと訴えかけた。一五人の裁判官らは全員少しも目を逸らすことなく、とても熱心に耳を傾けてくれた。

特筆すべきは、弁論や判決期日に、最高裁で合理的配慮が行われたことである。傍聴人向け手話通訳の配置、要約筆記、スクリーン表示などが裁判所の費用で行われ、裁判長からも、訴訟指揮として「最初に名を名乗る、わかりやすく、ゆっくり」弁論するようになどと指示が行われた。

5 二〇二四年七月三日、最高裁 大法廷判決

判決は、旧優生保護法の立法目的は当時の社会状況を考えても正当とはいえない。生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めるもので個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法二三条に違反する、また、特定の障害のある人たちを不妊手術の対象者と定め、それ以外の人と区別することは、不当な差別的取り扱いにあたり、憲法一四条一項に違反すると判示した。

そのうえで、国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だと断罪し、国に賠償を命じる判決が確定した。

「除斥期間」については、この裁判で、国が除斥期間の主張をすることは信義則に反し、権利の濫用として許されないと、平成元年判例を変更した。

最高裁判決の素晴らしいところは、優生保護法被害者すべてが救済されるよう、被害者間で分担を生まない判決であったことにある。

さらに、補足意見では、訴訟を起こした被害者だけでなく、すべての被害者に対してできる限り速やかに適切な損害賠償が行われるよう、国に対して必要な措置を講ずることを促した。これが、こども家庭庁との基本合意へと繋がった。

また、一時金支給法では不十分とも指摘した。

この結果、国会における補償金支給法の制定へと繋がることとなった。

6 総理の謝罪、訴訟終結、基本合意、補償金法

二〇二四年九月三日「係属訴訟の和解等のための合意書」を締結し、一月二五日の名古屋高裁での和解の成立により、各地で起こされた一連の裁判はすべて終結に至った。

二〇二四年九月三日には、こども家庭庁と、全国原告団・全国弁護士・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）との間で、優

生保護法被害者の被害回復や優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶など優生保護法問題の全面的な解決に向けた「基本合意書」が締結された。今後、基本合意書に基づき、定期協議等を行っていく。

国会では、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（補償金法）が、二〇二四年一〇月七日、八日、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」とともに、衆・参議院本会議で可決・成立した。同法は、二〇二五年一月一七日施行された。

自衛隊名簿提供違憲訴訟の現状

京都 諸富 健

一 はじめに

青年法律家No.六四一（二〇二四・七・二五）で、自衛隊名簿提供違憲訴訟を二〇二四年三月二十九日

に提訴したことをご報告しました。詳細な事実経緯や問題の所在についてはそちら（青法協HPから閲覧できます）をご覧ください。本報告では訴訟上で明らかになった様々な問題等につい

て述べます。

二 訴訟上の大きな争点 — 名簿提供の法的根拠

(1) 国や奈良市は、自衛隊法九七条一項、同施行令二二〇条に基づいて名簿提供を実施することができ、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないと主張しています。

(2) しかし、そもそも個人四情報（目的外利用は、プライバシー権（憲法二三条）という基本的人権を制約するものです。したがって、①関係機関への個人情報提供を求める立法趣旨が明らかで、②保護されるべき利益も明確で、提供される

範囲も合理的なものに限って行われることが必要です。

(3) 次に、自衛隊法施行令二二〇条は、第七章「雑則」において定められていて、同章は二四条から始まるのですが、同条から二一九条は地方公共団体の募集事務（募集期間の告示、募集資格の調査及び受験票の交付、応募資格の調査の委嘱、試験期日及び試験場の告示等、広報宣伝）について規定しています。したがって、施行令二二〇条に基づく都道府県知事または市町村長に対する資料の提出の求めは、都道府県知事または市町村長における自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきです。自衛隊法九七条一項は、都道府県知事または市町村長が行う法定受託事務としての募集事務について定めた規定ですから、同施行令二二〇条によって国が行う募集事務のために都道府県知事または市町村長が名簿提供できることにはなりません。

(4) さらに、自衛隊法九七条一項のようにプライバシー権の制約に一切触れていない規定をもって住民基本台帳法の例外規定と位置づけることは、同法が二〇〇六年改正によって個人情報保護の観点から個人情報原則非公開とした趣旨に反します。したがって、国や奈良市が主張するように同施行令二二〇条の「資料の提出」という規定

によって名簿提供ができると解することは、自衛隊法九七条一項の授権の限界を超えるものと言えます。

(5) 名簿提供は、国の募集業務のために行われていますが、募集対象者の出生の年月日や男女の別の情報は、募集業務という目的のためには全く必要がありません。したがって、この二つの情報を提供することは明らかに比例原則に反します。

また、今回原告に送られた募集案内はがきには自衛官や自衛官候補生に含まれない「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内まで記載されていますが、これは奈良市と自衛隊奈良地方協力本部との間で取り交わされた覚書にも反する目的外利用であることが明白です。

(6) 奈良市は、前記覚書を取り交わす前に（これ自体疑問です）、個人情報提供を望まない人から申請があれば名簿から除外する除外申請制度を設けていますが、本来個人情報提供を望む人について名簿提供すべきであり、原則と例外を逆転させています。しかも、除外申請制度の周知も極めて不十分で、そもそもその存在自体知らない募集対象者が数多くいます（原告も知りませんでした）。

また、自衛隊は、住民基本台帳法二二条一項に基づいて名簿を閲覧することができずから、提供を受けた名簿と照らし合わせると誰が除外申請

制度を利用したかを把握することができます。つまり、除外申請制度利用者があぶり出される危険があるのです。これは、思想良心の自由（憲法一九条の一つである「沈黙の自由」の侵害に当たります）。

したがって、除外申請制度を設けていることによって違法性が阻却されるものではありません。

三 その他の様々な問題

本訴訟では、その他に、高校卒業予定者の職業紹介の問題、自衛官の本質（賭命義務）、自衛隊の違憲性など、重要な問題を取り上げています。

さらに、期日が積み重ねられていく中で、名簿提供日が特定できないという公文書管理法上の問題や、国と奈良市の指定代理人が共通しているという双方代理の問題も浮上しました。

名簿提供問題は、防衛省・自衛隊が進める人的基盤の強化という政府の中心課題の一つに繋がる重大な問題です。奈良地裁宛と国宛の二つの署名も始まりましたし、今後とも注目ください。

川崎重工業(株)・中国出向エンジニア 過労死事件の一審不当判決

兵庫県 八木 和也

1 はじめに

川崎重工業中国出向エンジニア過労死事件の一審判決が二〇二五年一月一五日、神戸地裁第四民事部で言い渡された。

多数の報道機関が詰めかけ、支援者らで大法廷を満員にした中で、判決言い渡しとなったが、予想外にも、判決は原告の請求棄却であった。遺族らは判決翌日に控訴し、審理は大阪高裁へ移って係属中である。

本判決は、労災事件を闘うにあたっての一定の教訓が含まれていると思われることから、敗訴判決ではあるが、報告させていただくことにした。

2 労災認定

本件は、川崎重工業株式会社(以下、川重)の

セメント・プラントエンジニア(三五歳)で、中国の蕪子にある合弁会社CKEに出向中であつた被災者が、出向から三カ月あまりで日本に妻子を残して飛び降り自死した事件である。

セメント製造には、燃焼工程と冷却工程があり、被災者は燃焼工程のみの設計を担当し、冷却工程は同じ時期に出向予定であつた別の川重技術者が担当する予定であつたが、冷却装置(AQCという)が大トラブルを起こし、その対応に追われてもう一人の技術者は日本に残ることになった。

そこで被災者がCKE社で二人分の仕事をする事となり、しかも冷却装置のトラブルはますます激しくなつて本来担当するはずの燃焼工程の設計業務がまったく手が付けられない状態となり、すべての案件(四案件)を川重に引き取ってもらつた。被災者はその後、自死した。

そして遺族が労災請求をしたところ、二〇一六年三月には中国での慣れない生活と案件の滞留によるストレスが重なつて自死するに至つたと労災認定された。

3 神戸地裁での判断

交渉で川重は安全配慮義務違反を認めなかったことから提訴に至つたところ、神戸地裁判決は、そもそも被災者の業務は加重でなかったと判断し、安全配慮義務違反を否定した。

判決文では、労災認定がされた事実すら認定しておらず、労災手続きのなかで業務の過重性をみとめた判断枠組みも無視し、被災者には長時間働いていた時間記録がないことを最大の根拠として、業務の加重性を否定した。

ちなみにCKEでは、労働時間管理はされておらず、被災者は毎日自社が手配したバスで午前八時に出勤し、午後六時にバスで帰宅する生活で、残業は自宅ですしていた。

弁護団としては、訴訟での争点は労災認定されたことを前提として、安全配慮義務の有無が問題となると考えていた。つまり、当時はCKEに出向中で、川重には被災者の過重労働について、予見可能性がないとの議論を予想していた。他方で、中国での生活や、二人分の仕事をしていたこ

と、全案件を引き取ってもらうまで追い詰められていたことは争い難い事実であるから、過重性については動かし難いだろうと高をくくっていた。

裁判所も審理の中で、被災者が担当していたAQCトラブル対応の自身が過重性判断に重要だと示唆があり、裁判所は川重に対して、被災者のAQC業務が、本当に単なるメールの受け渡しだけに留まっていたのかについて釈明を求めたこともあった(川重は被災者は単なる伝達係で実質的な業務はやっていないと争っていた)。

さらに川重が前記釈明にまともに応じなかった後、計二回にわたって裁判所は川重に対して損害論の議論を促した(川重はこれに応じなかった)。

私の理解では、安全配慮義務違反の訴訟では、裁判所は有責だと考えていない場合は損害論にまでは立ち入らないのが通常で、裁判所は有責であるとの心証をもっていると確信した。そして尋問後の和解期日では、裁判所から弁護団に対して、川重に謝罪をしてもらえるのであれば請求額からの減額があり得るのかとの質問をされてもいた。

そこで、弁護団は勝訴判決が出るものと信じて判決期日に臨んだところ、これまで全く議論されていなかった労働時間の問題を裁判所は取り上げ、自主申告の記録である労働時間をそのまま認定し、被災者の残業時間が月最大二六時間に留ま

り、業務の過重性はなかったと結論した。

4 おわりに

裁判所が肩透かし判決を下すことは珍しいことではないが、和解協議で川重からの謝罪まで言及しながら覆すというのはなかなか異例のことではないかと思う。が、最近の裁判所はますます予測不能となっており、遂にここまで来たかというのが率直な感想である。今後ますます労働者側の弁護士は、裁判所の言動にいちいち振り回されない細心の注意と、徹底的な立証が求められる時代が到来しているように思う。控訴審での逆転報告に向けて頑張りたい。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青法協弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

堺市立男女共同参画センターからの退去・ 晶子像撤去をめぐる堺市と市女性団体の裁判

大阪弁護士会 渡邊 春菜

一 はじめに

本稿は、行政財産（堺市所有の堺市立男女共同参画センター）の目的外使用の不許可処分（地方自治法二三八条の四第七項）の効力等が争われた裁判例（大阪地裁令和七年三月二日判決）についてのご報告である。

同判決は、まず、センターの二角（①二階の一室、②一階エントランススペースの一部〇・六㎡、③屋外のピロティ植栽の一部〇・七㎡）を長年使用してきた堺市女性団体協議会が例年通り行つた目的外使用許可申請（使用目的…①団体事務室として利用、②団体所有の与謝野晶子像を設置、③団体所有の晶子の歌碑を設置）に対する不許可処分について、取消等請求を棄却した。その上で、堺市の女性団体に対する①の明渡等請求を認容した（なお、②③の明渡等請求訴訟は提起されていない）。

二 時系列

- (1) 一九五〇年七月 団体（＝堺市の地域女性団体の集合体）結成
 - (2) 一九五九年 団体が婦人会館建設を求めて署名・募金活動開始
 - (3) 一九八〇年八月三〇日 センター竣工
- ※長年の(2)の活動が結実

※団体は堺市に対し多額のセンター建設資金を寄付

- (4) 一九八〇年九月一日 市長が団体に①の使用を許可（許可期間…年度末まで）
↓以後、毎年度、市長は団体に①の使用を許可。団体は①を継続的に事務室として利用
- (5) 一九九四年 団体が与謝野晶子像を制作
↓以後、像を②に設置
（毎年度、市長は団体に②の使用を許可）
- (6) 一九九八年 団体が与謝野晶子の歌碑を制作
↓以後、歌碑を③に設置
（毎年度、市長は団体に③の使用を許可）
- (7) 二〇〇二年二月 団体が①についての使用許可申請（使用期間…二〇〇二年四月～二〇〇三年三月）
- (8) 二〇〇二年三月 市長が(7)の一部の許可処分（使用期間…二〇〇二年四月～二〇〇三年二月）
- (9) 二〇〇二年四月 市長が(7)の残部の不許可処分（使用期間…二〇〇三年一月～二〇〇三年三月）
- (10) 二〇〇三年六月 団体が(9)の審査請求
- (11) 二〇〇三年二月 (10)の棄却決定
- (12) 二〇〇三年二月二日 団体が市に対して(9)の取消等請求訴訟を提起
- (13) 二〇〇三年二月四日 市が団体に対して①

の明渡等請求訴訟を提起

↓(12)と併合

- (14) 二〇二三年三月一日 団体が②③についての
使用許可申請（使用期間：二〇二三年四月～二
〇二四年三月）

- (15) 二〇二三年三月三〇日 市長が(14)の不許可処
分

- (16) 二〇二三年七月 団体が市に対して(15)の取消
等請求訴訟を提起

↓(12)(13)と併合

- (17) 二〇二五年三月二日 判決（大阪地裁第二
民事部・横田典子裁判長）

※概要：(12)(16)の請求一部棄却・残部は却下（申
請対象期間経過で訴えの利益なし）、(13)は請
求認容

- (18) 二〇二五年三月二日 団体が控訴

なお、二〇二三年三月に①の使用許可申請（期
間：二〇二三年四月～二〇二四年三月）、二〇二四
年三月に①②③の使用許可申請（期間：二〇二四
年四月～二〇二五年三月）に対する不許可処分が
出ている。団体は、(12)(16)の訴えの追加的変更によ
り、これらの取消等も請求している。

三 判決内容

判決は、①②③に係る不許可処分につき市長の
裁量権の逸脱濫用がない等として適法とした。

目的外使用不許可処分は、重要な事実の基礎を
欠くか又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠く
ものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱濫用
として違法になる（最判平成一八年二月七日・民
集六〇巻二四四〇一頁）。

①に係る不許可の理由は、センターに指定管理
を導入し、①の場所で三つの取り組み（A 図書の
配架等 B テレワークスペース設置 C パネル展示）
を行うことになったからである。A C の実施及
び実施場所としての①の場所の選択には必要性・
合理性がある。

②③に係る不許可の理由は、晶子像・歌碑の設
置が元々団体による①の継続的な事務室利用に付
随するものとして認められてきており、今般団体が
①から退去すべき状況になったため、許可の前
提を欠くことになったためである。これは合理的
判断である。市が従前、晶子像・歌碑に「文化財
としての必要性や意義があることを認めてその設
置を認めていたと解することはできない」。「晶子
像等に移転することになった場合、これを破棄す
るかどうかは原告（注：団体）が判断すべきもの」
である（なお、「」部分は抜粋）。

四 判決の問題点

私は、団体の訴訟代理人の一人として、判決に
複数の問題があると考えている。

第一に、結審後、市側の唯一の証人は、①の不
許可の根幹たる A C の計画に関する証拠につい
ての証言を翻した（市側は、弁論再開申立をせず、
最終準備書面と称して「証言の一部に記憶違いが
あった。正確な事実はある」との書面を提出
した）。しかし、判決はこれを看過し、市側の計
画に関する主張をそのまま認めた。

第二に、判決での①の不許可理由の認定・団体
の主張の要約には、大きな誤りがある。市は不
許可理由を「センター内の①以外の場所で A C
を実施することはできない」と主張し、団体は
「事実と反する。センターの①以外のいずれかの場
所で A C を実施できる」と主張した。

しかし、判決は、不許可理由を「A C をセン
ターで実施するために①の利用が必要」と認定し、
団体の主張を「A C 実施に最適な場所はスペー
ス ABC である」と要約した。

この認定・要約の誤りは結論に大きく影響す
る。この誤りにより、判決は、団体の主張の排斥
にあたって、ABC 以外の場所での A C の実施
の可否の判断から解放され、「ABC が A C 実
施に最適な場所とは言えない」との判断で済ませ
ている。例えば、証人尋問で、センターを現在管
理する指定管理事業者が「部屋 D で B を実施しよ
うとしたが、市から『部屋 D で B を実施してはい
けない』と指示された」と証言し、市の担当者は指

示の合理的理由を説明できなかった。しかし、判決は、部屋DでのBの実施の可否を一切検討していない。

第三に、②③について判決が認めた「市は晶子

像・歌碑に文化財としての必要性や意義があることを認めてその設置を認めていたわけではない」という市の主張は、実態に反する。

第四に、訴訟当事者がいずれも主張していない

事実が認定されている。

斬新な判決をいただき、大変困惑している。

遅ればせながら「逆転勝訴」いたしました！

生活保護基準引下げ違憲裁判・札幌訴訟

北海道 内田 信也

1 満開の桜にぴったりの報告です。国が二

〇二三年から三年かけて実施した生活扶助基準の引下げは、憲法が保障する生存権を侵害するとして全国二九都道府県で三二件の訴訟が起こされた「いのちのとりで裁判」。その札幌訴訟の控訴審判決が去る三月一八日にありました。おかげさまで「デフレ調整において厚労大臣の判断に裁量の逸脱・濫用があり違法である」との逆転勝訴判決を獲得することができました。思えば、二〇二二年三月二九日に札幌地裁で敗訴判決を受けてから丸四年、提訴してから一〇年になりますが、

この度の判決は、いのちのとりで裁判全国アクションに結集した全ての原告・弁護士・研究者そして支援者のみなさんの団結の勝利です。心より感謝申し上げます。その結果、三月末現在、地裁で一九勝二敗、高裁でも六勝四敗と大きく勝ち越して、来る五月二七日に最高裁で大阪訴訟と愛知訴訟の口頭弁論を迎えることになります。そして、この夏までには最高裁判決が言い渡されるはず。行政事件訴訟において日本の裁判所が、行政裁量の逸脱・濫用があったとして原告を勝たせることはそう減多にあるものではありません。

それが、勝率六割を越えるというのですから、これは「歴史的な大事件」です。私たちは今、戦後八〇年になる日本の司法界において、誰も見たことのない光景を目の当たりにしているのです。

2

「いのちのとりで裁判」にはいくつもの争点がありますが、そのうちの最大にして一番わかり易い争点が「デフレ調整五八〇億円」です。一言でいうと「デフレにより生活保護世帯の可処分所得が実質的に四・七八%増加したから、その分、生活扶助費を減らした」というものです。

国は、統計や数字、難しい計算式を持ち出して「デフレで物価が安くなった」といいます。しかし、実際に買い物をしてみればすぐわかりますが、安くなったのは生活保護者が買うことのないテレビやパソコン等の電化製品であり、生活保護者に一番必要な食費と水道光熱費は高くなったことはあっても安くなかっていません。このデフレ調整を、厚労省が自民党の選挙公約を実現するために考え出した「物価偽装」であると、喝破したのは、ジャーナリストの白井康彦さんでした。

3

札幌高裁を始め、デフレ調整の欺瞞（物価偽装）を理解した裁判官は、「裁量逸脱」を認めました。ところが、何故か、この欺瞞を理解しようとしていない裁判官が一定数いるのです。私ですらわかる「物価偽装」ですから、優秀な日本の裁判官たちにわからないはずがありません。おそらく、わかった上で、敢えて、「裁量逸脱」とは言わないのです。札幌判決の直前に出た佐賀訴訟の福岡高裁判決がその典型です。福岡高裁の裁判官も、「デフレ調整の算出過程にも相当の疑問はある」と言うのです。しかし、その後がいけません。「納税者の理解は必須」であるとして、「国家財政が危険水域と評される反面、生活保護事業費が増大し」、「切り下げを基礎づける状況に対応するかどうかの決断を迫られ」、「生活保護受給者に

相当の受忍を求め、生活保護法が施行されてから類例のない水準の切り下げに踏み切らざるを得なかった」というのです。国の代理人のような判決文を書いて、恥ずかしいと思わない裁判官の感性に驚かされます。

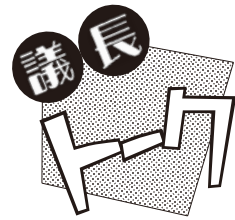
4

世の中には、人間として「やっていいこと」と「やってはいけないこと」があります。が、そんなことすらわからない裁判官たち……それは何によって生じたものなのでしょうか。多分、「貧困」の実態を知ろうとする真摯な態度とそこで生きている人の苦しみに共感する感性・想像力の違い。もつと言えば、人間としての倫理感の欠如だと思えます。生活保護に対する無理解・偏見などという生易しいものではなく、私は、嫌悪・憎悪のようなものを感じ、気持ちが悪くなります。札幌訴訟の原告は、一五三人でしたが、生活保護者の実態・実像を知ってもらうために原告は、毎回二名ずつ、名前と顔だけでなく知られたいプライバシーをも明らかにして意見陳述をしました。生活保護に対する偏見・バッシングの中ではとても勇気のいることでしたが、皆、頑張りました。原告たちは、精神障害・疾病・身体障害・家庭崩壊・高齢などで、働くことのできない社会的な弱者です。確かに「不幸」ではありません。しかし、自ら望んでそうなったわけではなく、自己

責任を問うことはできない人たちなのです。「自立の前提条件を奪われた社会的弱者に自立を強いてはならない」というのは、人権の問題である以前に、人間としての倫理の問題です。

5

原告たちは、「もつと保護費がほしい」と求めているわけではありません。「減らさないでほしい」と願っているのです。大変な物価高です。諸外国では保護基準を引き上げていますが、日本だけが更に引き下げようとしているんです。このままでは、間違いなく日本は破滅します。裁判では、法理論的にデフレ調整とゆがみ調整の虚構性・欺瞞性をあますところなく明らかにし、国側の主張を完全に論破しました。地裁・高裁における「二五勝二五敗」という圧倒的勝率がそれを物語っています。その上で、今、最高裁が確実に勝利を勝ち取り、日本のナショナル・ミニマムの底上げをして、三〇年後、四〇年後まで日本社会を維持・存続させることができるかどうか問われているのです。それは、子どもたちに対する私たち大人の責務だと思います。



「青法協としての新たな取り組みを」

青法協の取り組みは、全国の各会員の事件や様々な運動の取り組みを基盤に、各支部ごとの取り組みや、本部の取り組みによって運営されています。本部では各委員会の活動のほか、全国ミーティングや人権研究交流集会、パンフレットの作成や独自の行動、他団体との協働、交流などの取り組みがあります。とくに、憲法や修習生・法科大学院生・学生支援の活動は、青法協ならではといえる、大きな成果をあげてきました。

私は議長として、この三年、青法協の組織の発展のために微力を尽くしてきました。ですが当然、もっと取り組みたかったな、と思うテーマもあります。そのうちのいくつかについて述べたいと思います。

一つは、司法問題への取り組みです。

二〇〇一年に始まった小泉構造改革の一環として、司法分野の大改革が行われました。それまでは存在しなかった、「法科大学院」「裁判員裁判」「労働審判」といった制度が開始されていきました。ここに至るまでも、法曹二元を目指す運動、裁判官の市民的自由を求めていく運動など、様々な運動の取り組みがありました。

現在の青法協の弁護士会員には、六〇期代、七〇期代の会員が多数参加してくれていますから、これらの会員のみなさまの中には、小泉構造改革と司法改革について、詳しくご存じない方も多いのではないかと想像します。司法改革のさなか、私たち青法協の中でも、司法改革の具体的なありようをめぐる、激的な議論が行われました。例えば、法科大学院制度。当時は、法科大学院制度の創設に反対する意見もありました。裁判員裁判。これも制度の創設に反対する意見もありました。一方で、これらを積極的に推進すべきだという意見もありました。四分五裂状態と言って良い意見分布がある中で、司法改革は進み、いつしか青法協内で議論が行われない状態になりました。この問題に切り込むと、意見が百出してしまい收拾が

つかなくなるので、議論すること自体が忌避されるようになったと私は感じています。

しかし私たちの生きる司法の世界のあり方について、今でも問題はあり、意見も様々ある。それを学び、議論し、提言し、何らかの運動に取り組みるのは青法協としてできる取り組みではないか。私はそんな問題意識から本部と千葉支部の合同の企画として、立松彰元議長による「法曹養成制度のあり方を振り返る」を開催（二〇二四年二月）。ただ、これ一回の開催で、この取り組みはストップしています。

近時、袴田事件で、えん罪事件の取り組みが社会的にも再びクローズアップされています。先般は山梨常任委員会が福井女子中学生殺人事件についての企画を行い、成功しました。

司法問題への取り組みの課題は来年度に持ち越しになりますが、なんとか、引き続き取り組みを進められないかと思っています。ぜひ全国の会員のみなさんのご協力をお願いしたいです。

もうひとつ、青法協として取り組みたいことがあるのですが、それは次号！

（青法協弁学会合同部会議長 笹山尚人）

シリーズ
憲法と私

— 投稿 —

憲法三四条後段と私

静岡県 佐野 雅則

青 年法律家六四九号の「憲法三四条前段と私」が何気なく目に留まった。若い弁護士が張り切って頑張っている様子がいいなと感じたのは歳を取ったからだろうかと感じる六〇期の地方の刑事弁護人の私である。

「憲法三四条前段」が出てきたので「憲法三四条後段」についても一言いたくなった。それは「勾留理由開示」についてである。勾留理由開示という制度は知っているがやったことはいないという人がほとんどではなかろうか。静岡地裁本庁で年間一〇件ちょっとくらい行われているが、請求者はほぼ私である。きっかけは接見禁止の被疑者に法廷で家族に会わせるという本来の目的とは違う動機だった。短時間だし話ができればいいが、顔を見て同じ空気を吸ったというだけで随分と感謝された。ベテランの被疑者でも「初めてやりました」という人が結構いる。裁判所への押送の途

中で警察官から「私たちも初めてだよ」などと言われるそうだ。そんなことがあると「この弁護人はちよつと違うな」という印象になって後の信頼関係も随分と深まる。私は基本的に勾留理由開示はやる方向でいつも考えている。

以

前、青法協の全国ミーティングで戸館圭之会員が勾留理由開示について話をしていった。同じ思いの人がいたと感激した。先日「勾留理由開示を活かす」という書籍が刊行され、「形骸化した制度に風穴を開ける」という思いに再度感激した。

勾留理由開示制度は憲法の要請である。この重みを私たちはもつと真剣に受け止めるべきである。身体拘束という直接的な人権侵害がなぜ正当化されるのか、それを本人だけでなく、公開の法廷で国民に向けて説明しなければならないのである。

る。それに耐えられるだけの法律上の理由があることを裁判官は説明しなければならない。この説明を裁判官が十分にしているかと言えば、そうではないと感じる。しかし、弁護士がこれをやらなければ、憲法が勾留の適正化のために制度的保障として国民監視のもとに置こうとした趣旨を自ら放棄することになる。大きな理念として私は弁護人であればやらなければならない活動だと考えている。

確

かに、実際やってみると「暖簾に腕押し」という表現がよくあてはまる。理由を開示させたからといって直ちに釈放されるわけではない。裁判官の説明内容も紋切型が多く手応えを感じない。そうすると「やる意味ない」と感じてしまう。ただし、工夫次第でいろいろな効果があると考えている。例えば、①否認事件であれば黙秘の被疑者に裁判所で否認の主張をさせて調書化すること、②違法捜査があればそのことを裁判所で調書化すること、③認め事件であっても反省の気持ちや罪証隠滅や逃亡をしないことを調書化して後の不起訴の要求や保釈請求などにつなげること、④裁判所に連れてきてもらうことで調べから解放させること、⑤勾留延長へのけん制になること、⑥起訴後の被告人の状態（身体障害などによる配慮の必要性）を裁判所に理解させること、⑦責任

新刊 旧刊

五年年度予算の軍事費は八兆円を越えました。首相は、さらなる軍拡を米政府に約束したようです。「高値安定の軍事財政」をうたう安保三文書を、さっそくホゴにしたのです。軍事税の導入や軍事国債の増発、悪名高い後年度負担などによって、財源が捻出されるでしょう。医療福祉や教育をはじめ国民生活に必要な歳出

も、ますます削られていくでしょう。また必要なのは、憲法九条を破壊する試みを否定し、憲法九条に基づく政治を行わせることです。この問題について、私たちは議論と経験を蓄積してきました。青法協も加わる改憲問題対策法律家六団体連絡会の活動は、重要な成果の一つです。それを自信をもって「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する市民に伝え、裾野の広い運動をよびおこす必要があります。

書の特徴は、平和と民主主義と人権尊重という憲法の立場から、明文改憲・実質改憲の双方を徹底批判したことです。明文改憲の領域では、九条改憲（自衛隊明記改憲）と緊急事態条項創設改憲をとりあげました。第二の特徴は、きわめて現代的な諸課題（憲法審査会における改憲論議の問題、全国で進む軍事化の問題な

二

た。首相は、さらなる軍拡を米政府に約束したようです。「高値安定の軍事財政」をうたう安保三文書を、さっそくホゴにしたのです。軍事税の導入や軍事国債の増発、悪名高い後年度負担などによって、財源が捻出されるでしょう。医療福祉や教育をはじめ国民生活に必要な歳出

い

も、ますます削られていくでしょう。また必要なのは、憲法九条を破壊する試みを否定し、憲法九条に基づく政治を行わせることです。この問題について、私たちは議論と経験を蓄積してきました。青法協も加わる改憲問題対策法律家六団体連絡会の活動は、重要な成果の一つです。それを自信をもって「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する市民に伝え、裾野の広い運動をよびおこす必要があります。

本

多くの弁護士と憲法研究者の知恵をあつめ、『改憲問題Q&A／二〇二五』（地平社）を刊行します。

新刊・旧刊

『改憲問題Q&A／二〇二五』

東京 永山 茂樹（研究者）

『改憲問題Q&A／二〇二五』

（地平社ブックレット）

二〇二五年四月二八日発売

編者…大江京子、永山茂樹、南典男

発行…地平社

定価…八〇〇円（税別）

A5判並製 六四ページ

能力が争点になる事件では法廷での様子などを調査して後の鑑定請求につなげること、⑧接見禁止の家族に会わせること、⑨その後の信頼関係がよりうまくいくこと、⑩国選事件であれば少し加算報酬があることなどである。工夫次第ではもっといい活用方法があるかもしれない。

制

度があるのに活用されていないのはなにか隘路があるからであり、それを見つけて解消していかなければならないと言ったのは静岡地裁本庁刑事部部長だった國井恒志裁判官だ。勾留理由開示制度について言ったわけではないが、とても大事な言葉だと思う。憲法が要求する制度が

機能不全になっているとすれば異常事態だと捉えなければならぬ。弁護士が考えず動かずではなにも変わらない。弁護士が考えて動けば必ず変わる。もっといい制度にしていきたいという思いが「憲法三四条後段と私」である。

どに正面から取り組んだことです。第三の特徴は、伝わりやすい言葉と構成で（購入しやすい価格で）編んだことです。そして第四の特徴は、「それならどうしたらよいのか」という疑問に答えようとしたことです。



法協のみなさまには、平和運動や護憲運動に本書を活用していただきたく、お願い申し上げます。「本書の続編を発刊しなくてもよい日本」を一日も早く実現しようではありませんか。

横浜で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第五六回定時総会を行います。奮ってご参加下さい。

記

□ 日 時 二〇二五年六月二十八日(土) 一三時～二九日(日) 二二時半(予定)

□ 場 所 神奈川県横浜市の

□ 特別講演 「青年の力で社会を変えるには」～大学生の実情から見える青年の実態と、

青年法律家への期待」

講師…大内 裕和 教授(武蔵大学)

□ 地元企画 「ヘイトスピーチ裁判の歴史と今後の課題」

講師…神原 元 会員

□ 若手弁護士実務講座 「入管取扱実務の基礎」

講師…三木恵美子 会員

□ オプショナルツアー 「川崎における外国人差別の歴史とヘイトスピーチに対する闘い」

※詳細は別途送付の総会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【第56回定時総会】

6月28日(土)・29日(日) 神奈川

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

6月17日(火) 10時～

【修習生委員会】

6月11日(水) 10時半～

編集後記

▼ 今年も五月号は大阪支部で原稿依頼、収集をしました。京都支部や兵庫支部にも原稿依頼したので「関西特集」ですね。

関西では、平和・人権問題に取り組む法律家の種を撒くために、学生ゼミ・就職説明会・合格祝賀会を三支部で共催し、マンパワーを補ってきました。今年は滋賀支部も含め四支部共催の予定です。▼大阪では二〇二六年青法協総会の準備も始まりました。大阪・関西万博の跡地とカジノ含むIR予定地にオプショナルツアーで行きたい！とのご要望を聞いておりますが、来年にはどうなっていますかね？ 今週から万博が開幕したのに、大阪に居ても盛り上がり感がありません。屋根のある場所が少なく、風雨に晒された、「並ばない万博」コンセプトだったから並ぶスペースの動線が悪かった、デザインナース・トイレの使い方がわからなかった……参加者のコメントに逆に興味が沸いてしまっています。万博・カジノに関わる訴訟も複数あり、青法協会員が弁護団で活躍していますので、ご注目ください。

(宮本亜紀)